

【新旧対照表】独立行政法人情報処理推進機構第三期中期目標の変更（案） ※変更箇所は、下線部。

改 定 後	現 行
<p>(前文) (略) 3. <u>平成28年●●月●●日における中期目標の変更について</u> <u>て I P A の目的、業務の範囲等について定めた「情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）」（以下、「情報処理促進法」）が、平成28年4月15日に改正され、I P A の業務に係る変更が行われたこと等を受け、第三期中期目標の変更を行うこととなったことから、同変更の背景、経緯等について、本項に記載する。</u> <u>平成25年3月1日に定めた第三期中期目標の初版では、サイバー空間における脅威の増大等の認識の下に、I P A に求められる役割を「社会基盤としての I T の安全性・信頼性の向上」「高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度 I T 人材」と定め、I P A においては、セキュリティ対策や、セキュリティ人材の育成に係る業務の強化をはかってきたが、その間においても、サイバー攻撃の脅威は深刻化が進み、社会全体のサイバーセキュリティ対策の強化は、重要となっていた。こうした背景の中、平成26年11月には、サイバーセキュリティ基本法が制定され、平成27年1月には、同基本法の全面施行に伴い、サイバーセキュリティ戦略本部及び本部事務局である内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下、「N I S C」という）が、サイバーセキュリティに関する政策展開及び事案対応の指令塔として発足した。こうしたことを受け、I P A においても、戦略本部の下で、セキュリティの専門機関として所要の取組やN I S Cへの協力を行ってきた。</u> <u>こうした中、平成27年5月には、日本年金機構において、サイバー攻撃により個人情報外部に流出する事案が発生し、同事案を踏まえ、政府は、独立行政法人や、府省庁と一体となり公的業務を行う特殊法人も含め、広く政府機関等における更なる対策の強化が求められることとなった。さらに、あらゆる組織、ヒト、モノがつながっていく I o T 化の進展は、サイバー空間を更に拡大し、政府機関のみならず、民間事業者を含めた社会全体のサイバーセキュリティ強化に向け、サイバー空間全体に係る人材の確保・育成や情報共有などの基盤整備を政府機関が中心となって推進していくことが必要となった。かかる状況を踏まえ、政府においては、平成27年9月4日に新たなサイバーセキュリティ戦略を閣議決定し、政府機関を守るための取組、国民・社会を守るための取組、人材の育成・確保等の</u></p>	<p>(前文) (略) (新設)</p>

施策を戦略的に推進していくことを取りまとめた。

その後、同戦略の施策を具体化するものとして、政府においては、「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の更なる機能強化に関する方針」（平成28年1月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を策定し、NISCの行う監視業務の対象範囲について、独立行政法人及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等（以下、「独法等」という）まで拡大し、NISCの監督の下、IPAにおいて、その有する知見を活用して監視体制を構築することが定められた。また、人材育成については、同戦略の施策を具体化するものとして、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を策定した。さらに、同戦略に基づく国としての取組を法的に措置するため、平成28年第190回国会に、「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の提出を行い、同法案は、4月15日に成立した。改正法では、以下の事項が措置されている。

- 情報システムへの不正な活動に対する国による監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する演習及び訓練について、国の行政機関に加えて、独法等をその対象とすること。
- サイバーセキュリティ戦略本部の事務のうち、サイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく監査並びにサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する原因究明のための調査に関するもの等について、国の行政機関、独法等を対象とすることとし、それらの事務の一部を、IPAに委託することができること。
- 情報処理安全確保支援士制度を創設し、事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援することを業とすることを規定するとともに、情報処理安全確保支援士試験及び情報処理安全確保支援士の登録に関する規定等を整備すること。
- この他、IPAが行うサイバーセキュリティに関する調査に係る公表の方法・手続等所要の規定を整備すること。

これらの政府決定や改正法の措置により、IPAにおいては、「独等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査に関する業務」及び「情報処理安全確保支援士制度に関する業務」が追加されることとなり、また、脆弱性対策に係る業務のうち、情報の公表に関して、法律に基づく方法・手続に則って実施されることとなった。

以上の経緯を経て、同改正法の趣旨やサイバーセキュリティ戦略等の政府決定等を踏まえ、本中期目標を変更することになったものである。

<p>(本文) (略)</p> <p>Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</p> <p>1. 社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上</p> <p>1-1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化 (重要業務実績評価指標 (KPI)) (略)</p> <p>○<u>情報処理促進法第43条第3項の規定に基づく脆弱性情報等の公表に係る業務の実施のために必要となる運用ガイドライン及び体制を、ステークホルダーとなる関係団体と調整の上、改正情報処理促進法の施行後、遅滞なく、整備する。※1</u></p> <p>○<u>独法等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査を、NISCからの指示等に基づき、着実に実施する。※2 また、意欲的目標として、以下の2点を定める。</u></p> <p>(1) <u>セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮することによって、監視、監査、原因究明調査業務に対する効果的な改善の提案を行う。※3</u></p> <p>(2) <u>セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮することによって、人材育成、製品・技術評価等において、価値の高い成果を得る。※4</u></p> <p>(注) <u>※1は有識者からの意見等に基づき評価。※2・※3は、NISCからの意見に基づき評価。※4は、NISCの協力を得て、有識者からの意見等に基づき評価。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1) サイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有 (略)</p> <p>2) <u>情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施 (情報処理促進法第43条第3項の規定に基づく情報の公表に係るものを含む)</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>独法等の情報システムに対する不正な活動の監視、監査、原因究明調査</u></p> <p>1) <u>NISCの指示に基づく、独法等の情報システムの監視の実施</u></p> <p>2) <u>サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく、独法等の情報システムに対する監査、原因究明調査の実施</u></p>	<p>(本文) (略)</p> <p>Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上</p> <p>1. 社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上</p> <p>1-1. 新たな脅威への迅速な対応等の情報セキュリティ対策の強化 (重要業務実績評価指標 (KPI)) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(1) サイバー攻撃等に関する情報の収集、分析、提供、共有 (略)</p> <p>2) 情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

(略)

2. 高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材
(重要業務実績評価指標 (KPI))

(略)

○2020年までに情報処理安全確保支援士の登録を3万人超とすることに向けて、第三期中期目標期間内に情報処理安全確保支援士の試験、登録、講習を開始し、着実に実施するとともに、情報処理安全確保支援士の普及促進の観点から、情報処理安全確保支援士が担う代表的な役割モデルの3種以上の構築、情報処理安全確保支援士制度の企業認知度50%以上の達成を実現する。(注)

(注) 情報処理安全確保支援士の評価指標における目標水準の考え方は、以下の通り。

①役割モデル：IT企業、ユーザ企業、セキュリティオペレーションセンター(SOC)/シーサート(CSIRT)等といった活躍現場の大まかな類型で、まずは検討することを想定し、目標水準を設定。

②企業認知度：「IT人材白書2016」(IPA調査)によれば、情報セキュリティ人材育成について、「継続的に実施し、活躍できる場がある」と回答した企業は、12.6%(下表a)に止まっている。現時点で情報セキュリティ人材育成を「検討していない」企業に対しては、まずは情報セキュリティ対策の必要性の理解や経営者層の意識改革を促す取り組みを行うことが先決であるため、情報処理安全確保支援士制度を定着させる最初のターゲットとしては、比較的問題意識が高い企業(下表a+b+c:51.4%相当)をとって、確実に浸透させるという考え方にに基づき「50%以上」のKPIを設定。

<情報セキュリティ人材育成状況(IT人材白書2016より)>

	N(総数)	a(%)	b(%)	c(%)	d(%)
IT企業	1,017	14.8	29.0	15.8	40.3

(略)

2. 高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材
(重要業務実績評価指標 (KPI))

(略)

(新設)

ユーザ企業	771	9.7	10.4	20.4	59.5
合計	1,788	12.6	21.0	17.8	48.6

- a: 継続的に実施し、活躍できる場がある
b: 育成計画に基づき着手している
c: 育成計画はあるが実施できていない
d: 検討していない

また、モニタリング指標として、以下を定める。

- ・情報処理安全確保支援士登録者数
- ・情報処理安全確保支援士制度を活用する意向のある企業の割合

(略)

(4) 情報処理安全確保支援士に係る試験・登録・講習の実施等

- 1) 情報処理安全確保支援士に係る試験、登録、講習の実施体制の整備及び着実な実施
- 2) 情報処理安全確保支援士制度の普及促進

(5) その他

- 1) スキル標準を統合した共通キャリア・スキルフレームワークについての民間を含めた実施体制の構築
 - 2) 産学連携事業の情報ハブについての民間を含めた実施体制の構築
- (略)

(略)
(新設)

(4) その他

- 1) スキル標準を統合した共通キャリア・スキルフレームワークについての民間を含めた実施体制の構築
 - 2) 産学連携事業の情報ハブについての民間を含めた実施体制の構築
- (略)